

令和3年9月3日

令和3年第2回登米市議会定例会  
9月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番



同意第6号	監査委員選任につき同意を求めることについて
-------	-----------------------

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	ちばりょうえつ 千葉良悦
住所	登米市米山町
職業	農業

諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	せとえいのり 瀬戸栄典
住所	登米市中田町
職業	無職

諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	おいかわ さよこ 及川 さよ子
住所	登米市中田町
職業	農業

諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	ささき ゆみこ 佐々木 裕見子
住所	登米市豊里町
職業	無職

諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	ちば ゆう こう 千 葉 祐 宏
住所	登米市石越町
職業	無職

諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	かとう ひろ こ 加 藤 弘 子
住所	登米市南方町
職業	無職

諮問第10号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	ほつ た こう へい 堀 田 耕 平
住所	登米市津山町
職業	無職

報告第16号

継続費精算報告について

本件は、令和2年度登米市一般会計予算の継続費に係る事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製したので、議会に報告するものであります。

報告第17号

令和2年度登米市健全化判断比率の報告について

本件は、令和2年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 18 号	令和 2 年度登米市資金不足比率の報告について
----------	-------------------------

本件は、令和 2 年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 19号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
---------	-------------------------------------

本件は、デジタル庁設置法（令和 3 年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第37号）が令和 3 年 5 月 19日にそれぞれ公布され、同年 9 月 1 日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表12ページ）

報告第 20 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
----------	--------------------------------

本件は、過失による営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 21 号	放棄した債権の報告について
----------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第 1 項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第22号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第23号	株式会社いしこしの経営状況について
報告第24号	株式会社とよま振興公社の経営状況について

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、市が資本金等の2分の1以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第25号	登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について
--------	------------------------------

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価の結果について、議会に報告するものであります。

議案第68号	令和3年度登米市一般会計補正予算(第6号)
議案第69号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第70号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第71号	令和3年度登米市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第72号	令和3年度登米市病院事業会計補正予算(第2号)
議案第73号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)

本案は、議案第68号令和3年度登米市一般会計補正予算(第6号)から議案第73号令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。



一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億193万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ445億3,141万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業1,482万円、ビジネスサポート給付金支給事業1億4,409万円、市道舗装補修事業2,117万円などに加え、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を各款にわたり増額する一方、道路整備事業1億328万円、介護保険特別会計繰出金1,385万円などのほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、各種事業の中止等による影響額を各款にわたり減額して計上しております。

歳入では、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金5,594万円、子ども・子育て支援交付金などの県支出金2,835万円、過疎地域持続的発展特別事業などにかかる市債1億4,160万円を増額する一方、財政調整基金などの繰入金4億4,711万円などを減額して計上しております。

また、地方債補正として追加8件、変更8件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う繰出金1,271万円を増額、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金1,131万円などを増額、介護保険特別会計の歳出では、事業の精算に伴う返還金9,222万円などを増額して計上しております。

企業会計については、病院事業会計で、新型コロナウイルス感染症に係る補助金などの医業外収益2,176万円の増額、臨床検査委託などの医業費用2,355万円などを増額するほか、債務負担行為4件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、債務負担行為1件を計上しております。

議案第74号	登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
--------	--

本案は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものであります。

議案第75号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正により、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収の事務については、地方公共団体情報システム機構が行うこととされたため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表13ページ）

議案第76号	登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------------

本案は、幼稚園等の預かり保育料無償化制度の効果を最大限活用し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表15ページ）

議案第77号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
--------	--

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が記録等を電磁的記録により行うことができることとする包括的な規定の整備など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表21ページ）

議案第78号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
--------	--

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等が記録等を電磁的記録により行うことができることとする包括的な規定の整備など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表23ページ）

議案第79号	登米市過疎地域持続的発展計画の策定について
--------	-----------------------

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、登米市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号	令和2年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和2年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和2年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和2年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和2年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第8号	令和2年度登米市下水道事業会計決算認定について
認定第9号	令和2年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第10号	令和2年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、令和2年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

報告第19号関係

登米市個人情報保護条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第29条～第42条 (略)</p>	<p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第29条～第42条 (略)</p>

議案第75号関係

登米市手数料条例 新旧対照表

改正案				現 行			
第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)				第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)			
区分	手数料の額 (1件につき)	摘要		区分	手数料の額 (1件につき)	摘要	
(略)				(略)			
住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	200円	1通をもって1件とする。		住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	200円	1通をもって1件とする。	
(略)				<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u>			
				800円		1通をもって1件とする。	

	<u>の手数料</u>		
	(略)	.....	.....

登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																	
<p>第1条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(預かり保育料の額)</p> <p>第2条 預かり保育料の額は、日額450円とする。ただし、園児の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である保護者を含む世帯である場合は、無料とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(預かり保育料の免除)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(預かり保育料の額)</p> <p>第2条 預かり保育料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 月の途中において入園又は退園した園児の預かり保育料の額は、前項の規定にかかわらず、当該預かり保育料の額を20（保育所の標準時間（幼稚園及び認定こども園の教育標準時間を除く。）の預かり保育（以下「保育所型預かり保育」という。）を利用する場合は25）で除した額に当該園児の保育の日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(預かり保育料の減免)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">預かり保育料徴収金額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">園児の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">徴収金額</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年利用（月額）</td> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者を含</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額			階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児	通年利用（月額）	第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者を含	0	0	0
利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額															
	階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児													
通年利用（月額）	第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者を含	0	0	0													

	む世帯			
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円
第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯	1,900円	1,900円	300円
第5階層	第1階層から第4階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯	3,500円		
第6階層	上記階層以外の世帯	3,500円		
短期利用 (月額)	全ての世帯	200円		

備考

1 4月から8月までの間における通年利用(月額)の項の第2階



層から第5階層までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。

2 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

3 通年利用（月額）の項の階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。

4 短期利用（日額）の月ごとの限度額は、通年利用（月額）の徴収金額の欄に定める額とする。

5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、通年利用（月額）の項の第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層区分	徴収金額（月額）					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	600円	0	600円	0	150円	0

階層						
第4階層	700円	0	700円	0	200円	0
第5階層	700円	0	700円	0	200円	0

別表第2（第2条関係）

保育所型預かり保育料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円	
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円	
第4	第1階層から第	48,600円	1,900円	1,900円	300円

階層	3階層までを除	未満			
第5階層	き、当該年度の市町村民税の所得割が課税されている世帯	48,600円以上77,101円未満	8,000円	8,000円	5,500円
第6階層		77,101円以上97,000円未満	8,000円	8,000円	5,500円
第7階層		97,000円以上169,000円未満	16,000円	14,000円	8,500円
第8階層		169,000円以上301,000円未満	22,000円	18,000円	12,000円
第9階層		301,000円以上	28,000円	22,000円	12,000円

備考

- 1 4月から8月までの間における第2階層の項から第9階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。

4 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であつて、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層区分	徴収金額（月額）					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	600円	0	600円	0	150円	0
第4階層	700円	0	700円	0	200円	0
第5階層	700円	0	700円	0	200円	0

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 雑則 (第50条・第51条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 雑則 (第50条_____)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号_____において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳</p>

幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 （略）

第8条～第49条 （略）

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第51条 （略）

幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号\_\_\_\_\_において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 （略）

第8条～第49条 （略）

（委任）

第50条 （略）

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則 (第53条・第54条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則 (第53条_____)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子</u></p>

計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。



第6条～第37条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

第39条～第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適

第6条～第37条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

第39条～第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号\_\_\_\_\_において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適

用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

5～9 (略)

第43条～第52条 (略)

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合

用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項\_\_\_\_\_の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

5～9 (略)

第43条～第52条 (略)

には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへ

の記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供

を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第54条 (略)

(委任)

第53条 (略)